

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 安芸太田町の災害等リスク	
(土砂災害)	<p>本町の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布している。特に花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすい現況にある。太田川に流れ込む中小の支川は、極めて複雑で急峻な地形を呈している。この急峻さを傾斜度別の面積で見ると 20° 以上の傾斜地が全面積の 73%、30° 以上が 25% に上り地形の厳しさを示している。広島県全体でも、砂防指定地、急傾斜地等の危険個所数は全国最多となっており、洪水の発生及び急峻山地の崩壊流出等のおそれが多くにあり注意が必要である。</p>
(河川浸水)	<p>本町の河川は、各河川管理者により、河川改修や河川整備等が進められているが、各河川とも急流なため、過去にも集中豪雨等による洪水により、護岸が決壊するなどして、人命や財産に大きな被害を与えており、注意が必要である。</p>
(ため池)	<p>本町では、小規模なため池に水源を求める開田があり、5箇所の防災重点ため池が存在している。これらのため池は、大正時代以前に造られており、今日の高齢化、混在化、水田の荒廃等による維持管理の粗放化により、老朽化が進んでいることから、決壊等のおそれがある危険なため池が増加しているため、注意が必要である。</p>
(地震)	<p>本町において、地震の影響が甚大であると思われるものは、南海トラフ巨大地震（今後 30 年以内の発生確率は 60～90% 程度以上。本町での最大震度 5 強）、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震（今後 30 年以内の発生確率は 40% 程度、本町での最大震度 6 弱）が見込まれている。建物への被害は、瓦の落下、壁のひび割れや落下、食器の落下等の危険があり、地震後の長期間の断水や停電等に備える必要がある。</p>
■広島県地震被害想定調査報告書（令和 7 年 10 月）	
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html	
(台風)	<p>近年、日本の南の海面水温は上昇傾向にあるため、巨大台風が発生しやすい条件になっている。台風の進路によっては、本町も多大な被害を受ける可能性があり、屋根の損壊や建物の倒壊等や長期間の停電等に備える必要がある。</p>
(その他)	<p>当地域は、梅雨末期の集中豪雨、台風による暴風雨、豪雪による被災が多数を占め、なかでも昭和 47 年、昭和 58 年の集中豪雨による被害は甚大であった。</p> <p>地震については、平成 12 年の鳥取県西部地震、平成 13 年の芸予地震で一部被害がみられたものの深刻な被害はみられない。</p>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 403 者
- ・小規模事業者数 367 者

【内訳】

(R1 経済センサスより算出)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	72	63	川沿い、谷間に分散している
	製造業	37	32	川沿い、谷間に分散している
	卸売業	12	11	川沿い、谷間に分散している
	小売業	100	92	川沿い、谷間に分散している
	飲食・宿泊業	48	45	川沿い、谷間に分散している
	サービス業	90	84	川沿い、谷間に分散している
	その他	44	40	川沿い、谷間に分散している
合計		403	367	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組状況

- ・全戸への防災無線の整備
- ・安芸太田町地域防災計画（基本編・震災対策編）の策定
安芸太田町水防計画、避難所設置・運営マニュアル
平成17年6月策定・令和6年5月修正・
- ・自主防災組織の育成
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時応援協定の締結
- ・安芸太田町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成25年6月）
- ・防災アプリ（防災もりみん）による防災情報の配信、避難所・ハザードマップの確認等

2) 当会の取組状況

- ・広島県や各種団体が開催するBCPセミナー等への参加協力
- ・会報誌やホームページによる会員事業所等への災害リスクの周知
- ・職員向け安否確認スマホアプリ（非常時連絡網）の活用
- ・商工会災害情報報告システムの活用
- ・広島県中小企業共済と連携した火災共済等の加入促進

【小規模事業者の事業者BCP策定件数（第1期）】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
目標件数	4	8	8	8	8	36
実績件数	2	39	0	0	0	41
達成率	50%	488%	0%	0%	0%	114%

【コロナウィルス感染症対策の補助事業やマル経による事業者支援の実施】

項目	内容	累計金額
小規模事業者持続化補助金 (コロナ特別対応型・低感染リスク型)	採択件数 9 件	補助金額 9,982 千円
経営改善貸付 (コロナマル経)	斡旋件数 38 件	融資決定額 179,200 千円

※令和 3 年度から令和 7 年度までの累計

II 課題

現状は、自然災害等においては、緊急時の取組について商工会 BCP マニュアルはできているものの、災害リスクの認識（全町内：本所、支所、職員の住所、通勤経路等）や指揮命令系統が十分に認識されておらず、災害時の具体的な体制や運用など緊急時を想定した訓練が十分ではなかった。

令和 6 年 8 月に実施した当会のアンケートによると 3 割の事業者において商工会が BCP の策定支援をしていることを知っていたが、残り 7 割の事業者が知らなかったと回答しているため、事業者への周知徹底・運用も不十分であった。

商工会内部においては、平時・緊急時に対応を推進するノウハウをもった人員が十分にはおらず、加えて、保険・共済に対する助言を行える商工会職員が限定されている。

第 1 期計画において目標とした事業者数の BCP は出来たものの、その多くが感染症対策に関する計画が主であったため自然災害等に対する計画策定は不十分であった。

あらためて感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して計画の見直しを含め手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

III 目標

- ・策定済みの BCP の見直しを含め新たに BCP 策定を考えている事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町との間における被害状況報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・第 2 期の BCP 策定件数の目標は 20 件とする。

目標設定は以下のとおり。

【成果目標】

業種	商工業者数	小規模事業者数	商工会会員数	BCP 作成の目標
商工業者	建設業	72	63	2
	製造業	37	32	2
	卸売業	12	11	1
	小売業	100	92	5
	飲食・宿泊業	48	45	3
	サービス業	90	84	2
	その他	44	40	5
合計		403	367	20

【年度別成果目標】(策定済・更新も含む)

項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計
目標件数	4	4	4	4	4	20

- ・令和 6 年 8 月に実施した商工会アンケートにおいて「商工会に BCP 策定の支援を相談したいか」という質問に対し、相談したいと回答した 11 件に加え、特に考えていないなどの回答事業者への支援を含め 20 件を目標とする。
- ・商工会会員数は令和 7 年 4 月 1 日現在の法定会員数

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間（第2期）

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と安芸太田町の役割分担・体制を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるよう連携して以下の事業に取り組む。

＜1. 事前の対策＞

- ・発生時の混乱をさけるため、災害リスクの周知や防災意識の醸成を行う。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・安芸太田町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後24時間以内に職員の安否確認を安否確認サービスアプリやSNS等を利用し行う。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、被害状況を把握し、関係機関に連絡する。役割分担は下記表のとおり。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊（焼）・半壊（焼）等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の一部損壊（火災）」等、被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と安芸太田町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回情報共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する ※状況・内容に応じて、間隔を問わず随時情報共有する

- ・当町で取りまとめた新型インフルエンザ等に係る行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する

【役割分担】

安芸太田町商工会	<ul style="list-style-type: none"> 中小・小規模事業者（会員）の被害状況確認 被災事業者の相談、支援要望 安芸太田町（産業観光課）との連絡調整
安芸太田町（危機管理室）	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置（事務局）
安芸太田町（産業観光課）	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の動員 中小・小規模事業者（会員外）の被害状況の把握 被災事業者に対する支援の情報収集及び情報提供 商工会との連絡調整

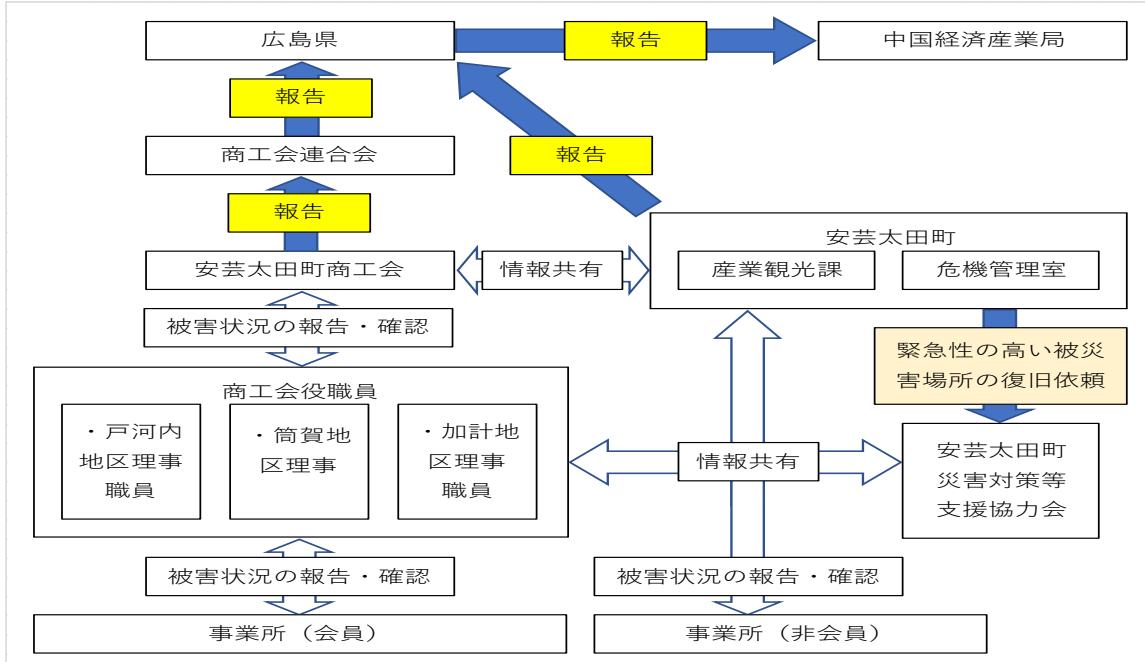
※1 各地区的被害状況の把握は各地区商工会役員との連絡による。

※2 商会員用商工会災害情報報告システムや中小・小規模事業者への巡回・聞き取りにより被害状況を把握する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- 当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、安芸太田町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- 下記の流れで情報共有又は報告を行う。

【連絡体制図】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、安芸太田町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島県及び安芸太田町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や安芸太田町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

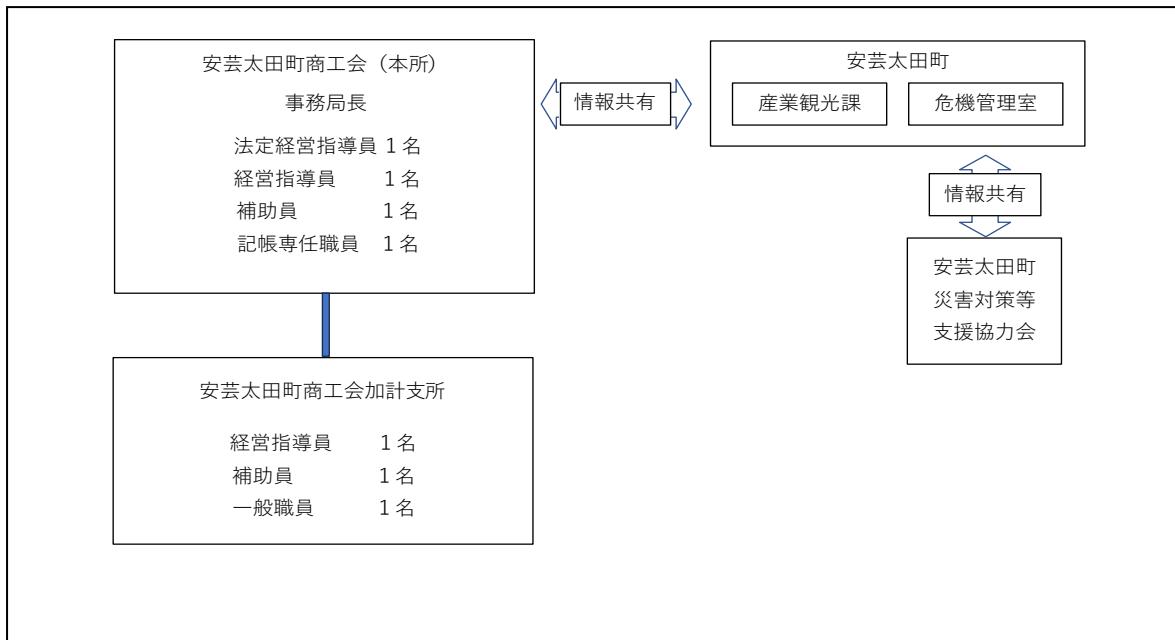
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 藤井 真吾（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組を企画・実行
- ・本計画に基づく進捗状況、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①安芸太田町商工会 本所

〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 670-6

TEL : 0826-28-2504 / FAX : 0826-28-2070

e-mail:akioota@hint.or.jp

②安芸太田町商工会 加計支所

〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計 3494-2

TEL : 0826-22-1221 / FAX : 0826-22-1807

e-mail:akioota@hint.or.jp

③安芸太田町 産業観光課
〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1
TEL : 0826-28-1961 / FAX : 0826-28-1622
e-mail: sangyokanko@town.akiota.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	260	260	260	260	260
・パンフ・チラシ作成	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣	50	50	50	50	50
・資料作成費	10	10	10	10	10
・備蓄等消耗品費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等